

土壌・地下水の汚染と対策について(21)

第19回目のモニタリング調査の結果を3月8日に愛知県尾張県民事務所へ報告しました。
報告内容は以下の通りです。なお次回報告は概ね3ヶ月後を予定しております。

- 1) 地下水のほう素モニタリング位置は前回までと同じく小牧工場敷地境界付近における東西南北側の各1地点、合計4箇所(図. 1)としました。
- 2) 各モニタリング位置における外部機関によるほう素濃度分析値を、これまでの社内分析の傾向と併せて(図. 2)に示しました。

※ 外部機関による分析値は4箇所の内、1箇所で基準値の1mg/L以下となりました。
敷地北側のほう素濃度は、継続して基準値の1mg/L以下となりました。
敷地東側は、前回より低い値となっています。
敷地南側は、前回より低い値となっています。
敷地西側は、前回より高い値となっています。
南側は、やや足踏みの挙動を示しておりますので、行政の許可をいただいて敷地南西部に対策井戸を3箇所増設することにしました。

※ 北側井戸でのほう素濃度は基準値(1mg/L)以下を継続しておりますのでグラフ最大目盛りを3mg/Lとしています。

※ 地下水はそもそも流動的で、ほう素濃度も日々変動するものと言われておりますが全体的には地下水中のほう素濃度は徐々に低下の傾向を示しております。

- 3) これまでに進めてきた浄化対策の効果として、地下水の浄化対策をとって以降のほう素の平均濃度の推移、及び、ほう素濃度の近似曲線を(図. 3)に示しました。平均濃度は浄化対策井戸15本の月毎のほう素濃度値を平均したものです。

※ ほう素の平均濃度は徐々にではありますが着実に減少しております。
現在実施している地下水の浄化対策に井戸を増設して対策を継続させます。

図. 1 地下水のほう素モニタリング概略位置

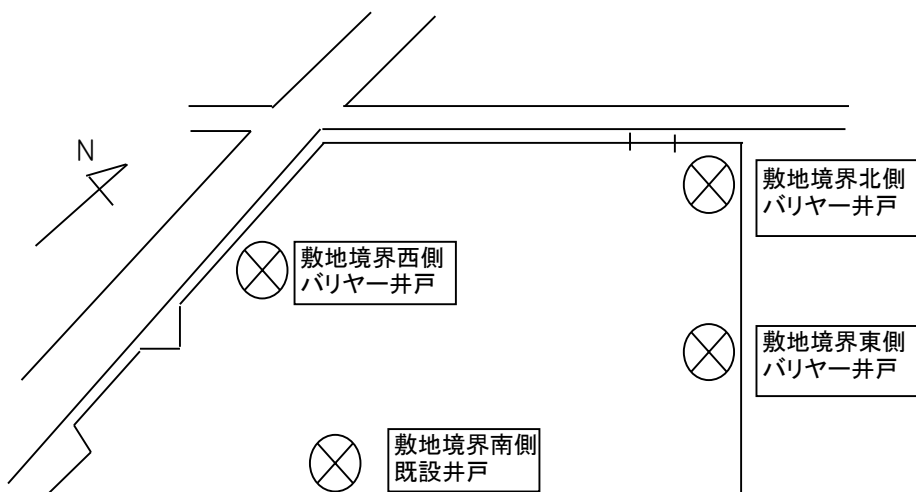
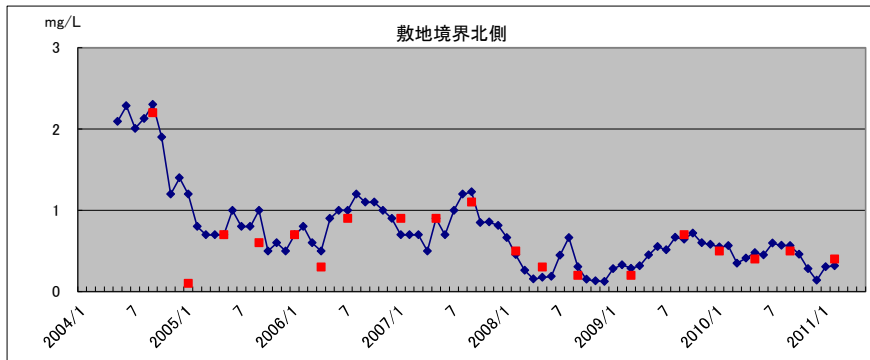


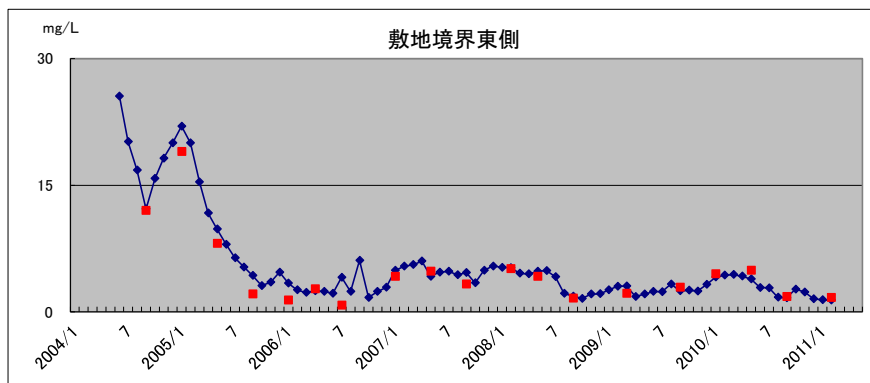
図.2 敷地境界付近でのモニタリング状況

各月の社内分析結果平均値(◆)と外部機関分析結果(■)

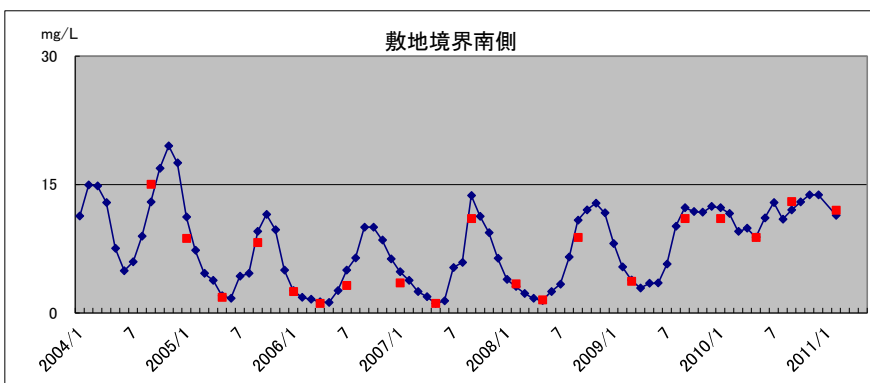
敷地境界北側



敷地境界東側



敷地境界南側



敷地境界西側

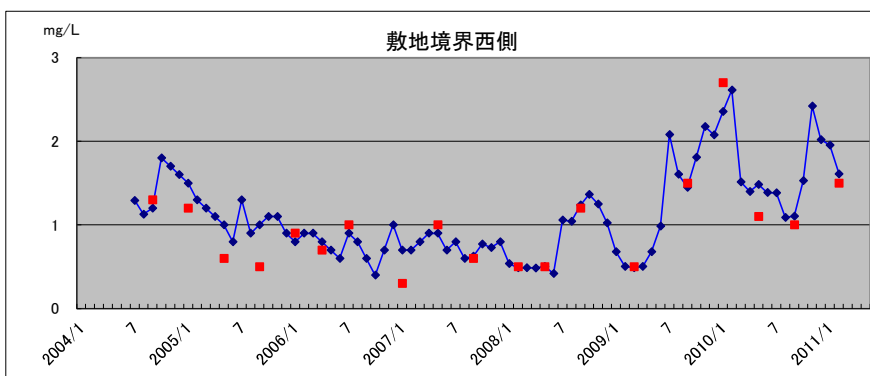
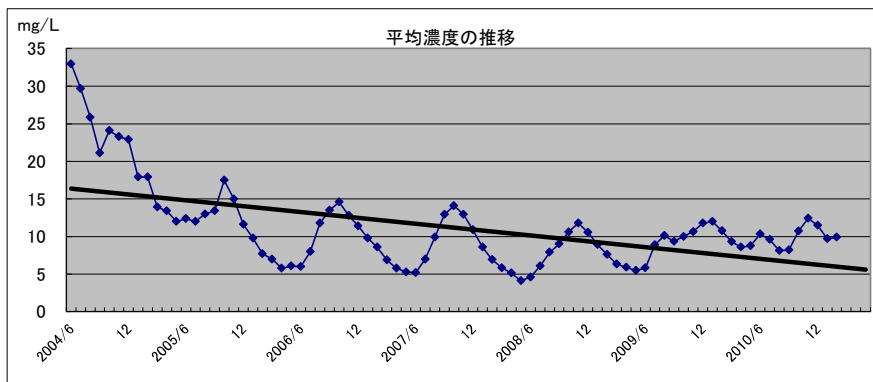


図.3 ほう素の平均濃度の推移グラフ



お問い合わせ先

TOMATEC株式会社 小牧工場 総務課
愛知県小牧市横内591 電話 (0568)76-4165